公　　告

（雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します。

平成２３年３月３日

国土交通省　九州地方整備局
雲仙復興事務所長　田村　圭司

１．基本協定の概要等

（１）基本協定の目的

本協定は、雲仙復興事務所が管理する砂防指定地内において、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に砂防施設の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（２）基本協定区域

基本協定は雲仙復興事務所管内の水無川上流、水無川下流、中尾川上流、中尾川下流、湯江川の５区域（それぞれの区域毎に１社ずつ）について締結するものとする。

また、協定締結区域外において発生した災害の応急対策について依頼を行う場合がある。

（３）協定期間　　平成２３年４月１日　～　平成２４年３月３１日

（４）　本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等を総合的に評価して協定締結業者を選定する。

また、評価については、協定締結区域と同数の上位業者（５社）を協定締結業者として決定し、雲仙復興事務所において協定締結区域を決定する。

（５）　基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになる。

２．参加資格要件

（１）　予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)(以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成２３・２４年度一般土木工事に係るＣ等級の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成２３・２４年度一般土木工事に係るＣ等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成２３年４月１日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を行わない。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記（２）の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

（４）　本店の所在地が長崎県島原市、南島原市、雲仙市内にあること。

（５）　協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（６）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（７）　災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。この際、当該法定外労働補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
　なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

３．本基本協定に関する手続等

（１）担当部局
　〒８５５－０８６６　長崎県島原市南下川尻町７－４（電話　０９５７－６４－４１７１）
　　国土交通省九州地方整備局　雲仙復興事務所　砂防課

（２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
　①　交付期間　：　平成２３年３月３日（木）から平成２３年３月１４日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
　②　交付場所　：　〒８５５－０８６６　長崎県島原市南下川尻町７－４
　　国土交通省九州地方整備局　雲仙復興事務所　３階 砂防課内
　③　交付方法　：　手渡しにより交付する。電子データでの配布を希望する場合にはフロッピーディスクまたはCD-Rを持参すること。

（３）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
　①　提出期間　：　平成２３年３月３日（木）から平成２３年３月１４日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
　②　提出場所　：　上記３．（１）②に同じ。
　③　提出方法　：　持参又は郵送等　（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）　により提出する。

４　その他

（１）　技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。